

# 後期高齢者医療制度に怒る道民の会

ニュース No.24

2008年  
10月31日

事務局：北海道社保協  
電話011-758-2648 FAX011-758-4666

## 第2次の不服審査請求の裁決 許せない！全員「棄却」「却下」

### 制度廃止を求め、引き続き不当性・違法性の追及を

後期高齢者医療制度の廃止を求めて、第2次の不服審査請求をおこないましたが、10月9日の審査会において裁決結果が出され、その通知が10月末に届けられました。

裁決は、次の通りであり、極めて遺憾であります。

- 保険料仮徴収処分を取り消しを求める審査請求 棄却 431人
- 保険料額決定処分を取り消しを求める審査請求 棄却 1人
- 被保険証交付処分を取り消しを求める審査請求 棄却 22人

以上の「棄却」の理由

「原処分（保険料年金天引き）は法令及び規定に基づき行ったものであり、取り消すべき瑕疵があるものとはいえない」

- 後期高齢者医療加入手続きの取り消しを求める審査請求 却下 87人

「却下」（実質審査を拒否）の理由

「後期高齢者医療への加入に当たっては、（略）本人の意思確認等については必要とされない」「法令に規定されている事項について取り消しを求めていることから、不適法なものである」

- 処分庁の処分がない審査請求 却下 42人

「却下」（実質審査を拒否）の理由

「仮徴収額決定処分（保険料年金天引き）の対象となっておらず（4月時点で保険料仮徴収がされていない）（略）取り消しを求める処分が存在しないことから、不適法なものである」

- 審査が次回にまわされたもの 3人

理由

道広域連合から弁明書が届いていない

- その他（他の代理人および直接本人に通知されたもの） 18人

他の代理人のもの13人は棄却

代理人を立てず、直接本人申請 5人については裁決結果は不明であるが、棄却と思われます。

### 今回も憲法判断は「権限外」として避ける

今回も憲法判断を避けました。「法令の規定あるいはこれに基づく 後期高齢者医療制度が憲法に違反するかどうかの判断については、当審査会の権限外」としています。

処分庁である北海道広域連合は、弁明書で憲法に違反していないと主張しています。これに対し、反論書であらためて憲法違反であることの正当性をのべました。審査にあたっては、両者の意見をもとに審査するべきですが、憲法判断を避けたことは、誠に残念です。

### 抗議と廃止に向けた新たな決意を「声明」で発表

審査会の裁決に対し、抗議の声明を発表しました（別紙参照）。廃止にむけて運動をすすめるとともに**第3次（8月8日請求）**の審査にむけて不当性・違法性を追及していきます。裁決は2月ごろの予定。

---

---

**全国の不服審査請求は、9月末で8,040件です**

---

---

